

山梨県公報

号外第六十四号

平成二十七年

十月十四日

水曜日

目次

規則

○山梨県事務決裁規則及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第四十四号

山梨県事務決裁規則及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第一条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表情報政策課の部中一の款を削り、二の款を一の款とし、三の款を二の款とする。

(山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番